

9 罰則關係

○現行と三党案の罰則の比較(派遣元)

※色つき部分が改正部分

法違反の内容	行為者		法人	
	現行	三党案	現行	三党案
○公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣を行った場合	1年以上 10年以下の 懲役 又は 20万円以上 300万円 以下の罰金	1年以上 10年以下の 懲役 又は 20万円以上 300万円 以下の罰金	20万円以上 300万円 以下の罰金	20万円以上 3億円以下 の罰金
○適用除外業務への派遣を行った場合 ○無許可での派遣を行った場合 ○不正行為により許可又は許可の更新を受けた場合 ○事業廃止命令・事業停止命令に違反した場合	1年以下の 懲役 又は 100万円 以下の罰金	1年以下の 懲役 又は 100万円 以下の罰金	100万円 以下の罰金	1億円以下 の罰金
○登録型派遣が禁止されている業務で労働者派遣を行った場合	—	1年以下の 懲役 又は 100万円 以下の罰金	—	1億円以下 の罰金

○現行と三党案の罰則の比較(派遣元)

※色つき部分が改正部分

法違反の内容	行為者		法人	
	現行	三党案	現行	三党案
<ul style="list-style-type: none"> ○無届で派遣を行った場合 ○名義貸しを行った場合 ○申告を理由に労働者に対し不利益取扱いを行った場合 ○改善命令に違反した場合 	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	30万円以下の罰金	3,000万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> ○許可(届出)申請書等への虚偽記載を行った場合 ○事業廃止や海外派遣の届出をしなかった場合 ○就業条件の明示をしなかった場合 ○派遣先への通知を行わなかった場合 ○派遣受入期間に抵触する労働者を受け入れた場合 ○派遣元責任者の選任をしなかった場合 ○派遣元管理台帳に係る違反を行った場合 	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金

○現行と三党案の罰則の比較(派遣先)

※色つき部分が改正部分

法違反の内容	行為者		法人	
	現行	三党案	現行	三党案
<p>○適用除外業務と知りながら労働者派遣を受け入れた場合</p> <p>○登録型派遣が禁止されている業務であることを知りながら、登録型派遣を受け入れた場合</p> <p>○無許可の派遣元から、無許可と知りながら労働者派遣を受け入れた場合</p> <p>○不正行為により許可又は許可の更新を受けた派遣元から、その事実を知りながら、労働者派遣を受け入れた場合</p>	—	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	—	100万円以下の罰金
<p>○無届の派遣元から、無届と知りながら労働者派遣を受け入れた場合</p>	—	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	—	30万円以下の罰金
<p>○派遣先責任者を選任しなかった場合</p> <p>○派遣先管理台帳に係る違反を行った場合、台帳記載事項を派遣元に通知しなかった場合</p>	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金